

# 大阪府警備業連盟 規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この連盟は、大阪府警備業連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の主たる事務所は、大阪府に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、警備業の社会的・経済的地位の確保・向上と警備業の発展を促進させるための政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政党、政治家その他関係機関への要請（陳情）活動
- (2) 政党等の主催する各種講演会等への参加
- (3) 地方自治体の予算等に関連した議会動向等の把握
- (4) 調査研究、講演会等の開催
- (5) 広報活動
- (6) その他、本連盟の目的達成のため必要な事業

(活動の区域)

第5条 本連盟の活動区域は、大阪府内とする。

(支部)

第6条 本連盟に支部を置き、支部区域は、一般社団法人大阪府警備業協会（以下「大警協」という。）の支部区域と同一とする。

(全警連への加入)

第7条 本連盟は、前第3条に規定する目的達成のため、全国警備業連盟に加入する。

## 第3章 会 員

(種別)

第8条 本連盟に次の会員を置く。

- (1) 正会員 大警協に加盟している正会員で、前第3条の趣旨に賛同して入会した法人
  - (2) 賛助会員 大警協に加盟している正会員で、前第3条の趣旨に賛同して入会した個人
- (入会)

第9条 本連盟に入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができるものとし、退会しようとする場合は、理事長に退会届を提出するものとする。

2 会員の所属する法人が大警協を退会したときは、本連盟の会員として資格を喪失し、退会とする。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の3分の2以上の議決で、これを除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせる行為があったとき
- (2) この規約又は総会の決議に反する行為があったとき
- (3) その他正当な事由があるとき

## 第4章 役員

(役員)

第12条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 前項第1号の理事のうちから次の役職者を選定する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 3名以内
- (3) 会計責任者 1名
- (4) 会計責任者の職務代行者 1名

(役員資格)

第13条 本連盟の役員は、大警協各支部の役員若しくはその経験者で、かつ、大警協の理事以外の者とする。

2 理事と監事は、兼ねることができない。

(役員選任)

第14条 理事は、本連盟各支部から理事候補者2名以内を選出し、総会において選任する。

2 監事は、理事会において監事候補者2名以内を選出し、総会において選任する。

(理事長等の選定)

第15条 理事長は、理事の互選により理事会において選定する。

2 副理事長3名以内、会計責任者1名、会計責任者の職務代行者1名については、理事のうちから理事長が指名し、理事会において選定する。

(役員職務)

第16条 理事長は、本連盟を代表し、運営を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 会計責任者は、政治資金規正法に基づく会計業務を行う。

4 会計責任者の職務代行者は、会計責任者を補佐し、会計責任者に事故があるときはその職務を代理し、会計責任者が欠員のときはその職務を行う。

5 理事は、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

6 監事は、本連盟の経理及び事業の執行状況を監査し、総会に報告するほか、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員退任)

第18条 役員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退任するものとする。

(1) 会員の資格を失ったとき

(2) 総会において解任の決議があったとき

(役員等の報酬等及び費用の支弁)

第19条 役員は、無報酬とする。

2 役員が職務を行うために要する経費については、費用を支弁することができる。

## 第5章 会議

(会議の種別)

第20条 本連盟の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 理事会

(総会)

第21条 総会は、全ての会員をもって構成し、本連盟の最高の意思決定機関とする。

2 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、3か月以内に開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催する。

3 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

4 総会を招集するときは、総会開催日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

5 総会の議長は、理事長がこれに当たる

(総会の議決事項)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 役員選任及び解任

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 規約の変更

(5) 会員の除名

(6) その他本連盟の運営に関する重要な事項

(総会の議決)

第23条 総会は、全ての会員の過半数の出席によって成立し、議事は出席した会員の過半数をもって議決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した会員の3分の2以上の多数をもって議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 規約の変更
- (4) 本連盟の解散

(総会の議決権)

第24条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(書面による議決権の行使等)

第25条 やむを得ない事由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された審議事項について、書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、総会に出席した会員の議決権に算入する。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は、議長が指名した理事が議事録を作成し、議長及び監事が議事録記載事項を確認し、記名押印する。

(理事会)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長がこれに当たる。

3 理事会を招集するときは、理事会開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

(理事会の議決事項)

第28条 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の決議により委任された事項
- (4) 会員の入会承認
- (5) 理事長候補者及び監事候補者の選出
- (6) 副理事長、会計責任者及び会計責任者の職務代行者の選定
- (7) その他会務の運営上必要な事項

(理事会の議決)

第29条 理事会は、全ての理事の過半数の出席によって成立し、議事は出席した理事の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 監事は、理事会において議決権を有しない。

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は、議長が指名した理事が議事録を作成し、議長及び監事が議事録記載事項を確認し、記名押印する。

## 第6章 会計及び事業年度

(経費)

第31条 本連盟の経費は、会員の会費その他の収入をもって支弁する。

- 2 会費は、年額12,000円(機関誌購読料)とする。
- 3 徴収した会費は、これを返却しない。

(会計年度及び事業年度)

第32条 本連盟の会計年度及び事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

## 第7章 規約の変更

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議により理事長が定める。

(経過措置)

本則にかかわらず、本連盟設立当初の理事会の構成は、次の通りとする。

- 1 理事長 榎本 博
- 2 副理事長 原田 光生
- 3 副理事長 山本 貴則
- 4 理事 河西 邦江(会計責任者)
- 5 理事 守岡 達人(会計責任者の職務代行者)
- 6 理事 松家 浩二
- 7 理事 原田 千晶(
- 8 理事 古屋 実男
- 9 理事 橋詰 隆見
- 10 理事 川崎 幸宏
- 11 理事 西 豊
- 12 理事 植田 健一郎

本連盟の総会を開催するまでの間においては、本連盟の運営に関する事項は理事会において決定する。

附則

- 1 この規約は、令和元年5月16日から施行する。
- 2 本連盟の設立初年度の会計年度及び事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立の日から令和2年12月31日までとする。
- 3 この規約の一部を改正し令和2年8月1日から実施する。